

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(二〇・教育庁総務課)

平成十四年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(二一・教育庁総務課)

公営企業管理規程

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(一五・企業局総務課)

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

秋田県教育委員会規則第二十号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第四号の三中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第六十七条の七第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

第六十八条の六第一項後段を削る。
第七十四条の三の二を第七十四条の三の三とし、第七十四条の三の次に次の一条を加える。

(休憩時間の一斉付与の例外)

第七十四条の三の二 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の五第二項の規定に基づき休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう、一斉に休憩を与えない職員の範囲及び当該職員に対する休憩の与え方について、あらかじめ定めなければならない。

附則第六条から第十条までを削る。

別表第十中「24加添」を「25加添」に、「11加添」を「12加添」に改める。
別表第十の四を次のように改める。

別表第10の4 教育職給料表調整基本額表(第55条関係)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円
3 級	12,400円(条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、12,600円)。ただし、1号給12,285円(同表の備考2に定める職員にあつては、12,600円)
4 級	13,900円

別表第十四の三中、「三月一日 三月十五日」を削る。
 (市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成七年秋
 田県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項及び第四項を次のように改める。

(給料の調整額に関する経過措置)

3 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整
 を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に教育委員
 会の定める異動をした職員にあつては、教育委員会の定める給料月額。以下この
 項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前
 日におけるこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以
 下この項及び附則第五項において「改正後の規則」という。)第五十五条第二項
 の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職
 務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である
 場合にあつては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する
 同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適
 用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日
 における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における
 当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における
 当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の
 前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額であ
 る職員並びに新基準日以後に教育委員会の定める異動をした職員にあつては、教
 育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月
 額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の
 仮定給料月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給
 料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に
 関する規則(附則第五項において「改正前の規則」という。)第五十五条第二項
 の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料
 の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第五十五条
 第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き
 当該職又は当該職と改正後の規則別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数(次項
 から附則第六項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、
 同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定
 給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄
 に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額)を加えた額とする。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第六項に見出しとして「(補則)」を付し、同項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、同項に見出しとして「(へき地手当に関する経過措置)」を付し、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に教育委員会の定める異動をした職員にあっては、教育委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第五十五条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものがある職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に教育委員会の定める異動をした職員にあっては、教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第五十五条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正

後の規則第五十五条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

6 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第三項(新基準日以後に新たに職員となった者)にあっては、前項(の規定を準用する。附則別表中「 $\frac{3}{100}$ 」を「 $\frac{3}{100}$ 」に改め、同表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二(附則第三項、附則第五項関係)

平成十五年一月一日から同年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中市町村立学校職員の給与等に関する規則第三十二条第四号の三、第六十七条の七第一項、第六十八条の六第一項及び別表第十四の三の改正規定並びに附則第十項の規定は、同年四月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日における昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第二十四条又は第二十五条の規定を適用する。

(改正条例附則第五項第一号の継続在職期間に含まれる期間)

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第八十号。以下「改正条例」という。)(附則第五項第一号の規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日(同号に規定する基準日をいう。以下この項及び附則第九項において同じ。)(までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(前二号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(改正条例附則第五項第二号の給料等の額の算定)

4 改正条例附則第五項第二号の規則で定める給料月額額は、平成十四年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十四年秋田県教育委員会規則第二十一号)第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第一条中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において」とあるのは、「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第八十号。以下この条において「改正条例」という。)(附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。)(のうち「と」、「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)(とあるのは、「期間(以下この条において「特定期間」という。)(がある職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。)(と、同条の式中「施行日」とあるのは、「改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは、「特定期間」と読み替えるものとする。

5 継続在職期間(改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。)(において改正条例第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた期間(職務の級における最高の号給を超える給

料月額を受けていた期間を除く。)(がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定による給料月額とする。

6 継続在職期間において第二条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第三項又は第四項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第三項又は第四項の規定により算定した額から第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十五条第二項の規定により算定した額を減じた額に、第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十五条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。

(改正条例附則第六項の一般職の職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

7 改正条例附則第六項の規則で定める者は、附則第三項第一号及び第二号に掲げる者(附則第九項において「一般職の職員等」という。)(とする。

8 改正条例附則第六項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

9 改正条例附則第六項の規則で定める額は、職員が一般職の職員等であつた期間について、当該一般職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第五項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

10 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第六十七条の七第一項の規定の適用については、同項中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

(補則)

11 第三項から第九項までに定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

平成十四年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第二十一号

平成十四年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「給与条例」という。)別表第一から別表第三までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第一の備考2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給との階級×その者の施行日の前日における給料月額、施行日の前日におけるその者の属する職務の(以下「旧給料月額」という。)級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第六条第八項ただし書の規定又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三十七号)附則第二項及び第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第十五号

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第一条 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 企業職給料表(三) (別表第三)

第二条第三項中「職員」の下に、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。)(第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))を除く。」を加え、「別表第三及び別表第四」を「別表第四及び別表第五」に改める。

第三条中「初任給」を「職員(特定任期付職員を除く。次条において同じ。)(の初任給)」に改め、「基準は、」の下に「企業職給料表(一)の適用を受ける」を加え、「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)」を「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)」を「一般職給与条例」という。」「に、」「以下」を、「特定任期付職員の号給又は給料月額の決定の基準は、任期付職員条例第四条の規定の適用を受ける職員の例(以下これを)に改める。」

第六条中「別表第五」を「別表第六」に改める。
第八条第一項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第九条第三項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職給与条例」に改める。

第十七条の二第一項中「同条に規定する職員の占める職に係る別表第五に掲げる割合」を「次の各号に掲げる職員」に、「次の」を「当該」に改め、同項各号を次のように改める。

一 条例第二条の二に規定する職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る別表

第六に掲げる割合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 百分の二十五 一万二千円

ロ 百分の二十 一万円

ハ 百分の十八 八千円

ニ 百分の十四及び百分の十六 六千円

ホ 百分の十及び百分の十二 四千円

二 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける企業職給料表(三)の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに第三条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千円

ロ 五号給 一万円

ハ 二号給から四号給まで 八千円

二 一 号 給 六 千 円

第十八条第一項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務職員」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第四項中「その」を「その」に改め、「もの」の下に「及び特定任期付職員」を加え、「別表第五」を「別表第六」に改め、「百分の二十五」とされている職を占める職員」の下に「及び特定任期付職員のうち六号給以上の給料月額を受ける職員」を、「第二十二条第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益法人等に派遣された職員」の下に「(以下この項において「休職職員等」という。)」を加え、「(休職にされている職員のうち同項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益法人等に派遣された職員」を「及び特定任期付職員のうち五号給の給料月額を受ける職員(休職職員等)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 企業職給料表(一)の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 十一級及び十級 百分の二十

ロ 九級及び八級 百分の十五

ハ 七級及び六級 百分の十

ニ 五級及び四級 百分の五

二 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける企業職給料表(三)の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 五号給から七号給まで及び第三条の規定によりその例によることとされる

任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 百分の二十

ロ 三号給及び四号給 百分の十五

ハ 一号給及び二号給 百分の十

第十八条第五項第一号中「号給を受けている」を「給料月額を受ける」に改める。

第十九条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職給与条例」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第二十条の二 特定任期付職員業績手当の額は、給料月額に相当する額とし、その支給については、一般職員の例による。

第二十二条第六項中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に改める。

第二十三条中「一般職員及び」を「一般職給与条例又は市町村立学校職員の給与

等に関する条例の適用を受ける職員及び」に改める。

別表第一中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職給与条例」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の備考中「別表第五」を「別表第六」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第一条関係)

企業職給料表(三)

号給及び号給ごとの金額は、任期付職員条例第四条に規定する給料表の例による。

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

附則第三項から第七項までを削る。

第二条 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第十八条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定任期付職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

第十九条第三項中「第十八条第四項及び第五項」を「第十八条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項中「第三項」を「同条

第六項中「第四項」に改める。

第二十二條第六項中「第十八條第六項」を「第十八條第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第一条中秋田県企業局企業職員給与規程(以下「規程」という。)(第八条第一項、第十八條第一項及び第二項並びに附則の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成十五年一月一日から、第二条及び附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。
(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成十五年三月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)(の額は、第一条の規定による改正後の規程(以下この項において「改正後の規程」という。)(第十八條第一項(同條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項から第五項まで及び第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十二條の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)(から、

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
一 平成十五年三月一日(期末手当について企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)(第十条第一項後段又は改正後の規程第二十二條第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)(まで引き続き在職した期間で平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までのもの(当該引き続き在職した期間以外の在職した期間で同年四月一日から同年十二月三十一日までのもの)であつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して管理者が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)(について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改正により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)(の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規程の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一号)(第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)(第四条に規定する行政職給料表又は単純労務

の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十四年秋田県訓令第十九号)による改正後の単純労務の職員の給与に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)(第二条に規定する現業職給料表による給料月額(継続在職期間においてこれらの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者が定める給料月額)及び改正後の規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

3 平成十四年四月一日から基準日までの間において一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の管理者が定める者(以下この項において「一般職員等」という。)(であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ一般職員等との権衡を考慮して管理者が定める額を加えるものとする。
(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

4 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の規程第十八條第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄